

議事（2）助成事業主体の考え方

1 現行と課題

主催に関する定めが要綱等によって規定されておらず、共催（共同主催）や実行委員会形式で実施される事業の是非を判断することができなかったため、これを要綱に定めたい。

2 改正案

	【案A】助成団体のみを主催とする	【案B】共催を助成対象と認める
概要	・ 助成団体が単独で主催するものだけを助成対象とする ・ 共催及び実行委員会形式は対象外	・ 共催する合理性や効果を「事業計画性」及び「発展性」の審査項目で評価 ・ 実行委員会形式は対象外
改正理由	公益活動の主体形成を支援する基金趣旨から、単独事業への助成が望ましい。 また共催及び実行委員会は、事業主体が助成団体にあるかの判断が難しく、共催団体事業に助成金が活用されたとみなされる恐れがある。	共催により大きな効果が得られる場合もあるため、助成の是非については、共同相手方、経費分担、事業の進め方で審査して総体的に判断したい。 ただし、実行委員会形式は事業主体や経費の区別が難しいため、対象外とする。
主催事業から共催事業への変更	共催事業を認めないので、変更不可	共催する合理性や効果についての審査を経ていないので、変更不可
共催事業から主催事業への変更	—	変更理由によっては変更可

※助成団体が主催、関係団体が共催、協賛、後援等の場合

これまでも事業の主体性を損なわないものとして認めていたため、いずれの案の場合も同様の取扱いとする。また、これらの協賛団体の変更は、事業実施に影響がないため変更申請を不要とする。